

青労発基 0528 第 1 号  
平成 30 年 5 月 28 日

関係団体各位

青 森 労 働 局 長

建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止について（要請）

労働行政の推進につきまして、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局及び各労働基準監督署におきましては、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止を図らせるため、建設工事に係る監督指導を実施しているところですが、この度、平成 29 年度における当該監督指導結果（木造家屋等低層住宅建築工事以外の分）を別紙のとおり取りまとめたところです。

平成 29 年度における当該監督指導結果によりますと、多くの建設工事において労働安全衛生法違反が認められ、また、死亡災害等重篤な労働災害の発生原因となり得る違反も多く認められたところです。

また、平成 29 年の県内の労働災害発生は 2 年連続で増加となり、建設業については前年比 2.2% 減少したものの依然として全産業における割合は高い状況にあり、墜落・転落等の重篤な災害が多発しています。

つきましては、貴殿におきまして、貴団体の会員事業場等に対し、別紙の内容について周知していただきますとともに、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止のために必要な特に下記の措置等の実施を指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 元方事業者について

- (1) 関係請負人に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行うこと。
- (2) 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行うこと。

- (3) 足場等について、関係請負人に使用させるときは、労働災害を防止するための必要な措置を講ずること。
- 2 車両系建設機械について
- (1) あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと。
  - (2) 接触危険箇所に労働者を立ち入らせないこと、又は誘導者を配置して誘導させること。
  - (3) 運転位置から離れるときは、バケット等の作業装置を地上におろす、及び原動機を止めるなどの逸走を防止する措置を講じさせること。
  - (4) 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用しないこと。
  - (5) 定期（1年及び1か月以内ごとに1回）自主検査及び作業開始前点検を行うこと。
  - (6) 転倒又は転落を防止するために、運行経路について路肩の崩壊防止、必要な幅員の保持等の措置を講ずること。
- 3 墜落防止について
- 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けること。
- 4 通路・足場について
- (1) 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けること。
  - (2) 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講ずること。

担当

労働基準部 監督課

電話 017-734-4112

## 平成 29 年度建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)監督指導結果

## 1 監督指導の状況

建設工事の種別	全体	建築工事	土木工事
対象現場数	137	92	45
違反現場数	82	54	28
違反率	59.9%	58.7%	62.2%
使用停止等命令現場数 (違反現場数に対する割合)	10 (12.2%)	8 (14.8%)	2 (7.1%)

## 【全体(建築工事と土木工事の合計)】

→ 137現場に監督指導を実施し、このうち82現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 59.9%)。

また、違反が認められた 82 現場のうち、10 現場で行政処分(使用停止等命令(\*))を行った。

## 【建築工事】

→ 92 現場に監督指導を実施し、このうち 54 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 58.7%)。

また、違反が認められた 54 現場のうち、8現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

## 【土木工事】

→ 45 現場に監督指導を実施し、このうち 28 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 62.2%)。

また、違反が認められた 28 現場のうち、2現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

\* 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者等がその講ずべき措置を怠って法に違反している場合に、それらを是正させるため、作業停止、建設物等の使用停止等を命じることができる旨、労働安全衛生法第 98 条において規定されている。

今回の 10 現場で行った行政処分は、すべて、足場や作業床端等における墜落防止に係るもの(手すり、囲い等未設置)であった。

## 2 主な労働安全衛生法違反の状況(詳細は別添のとおり)

建設工事の種別 項目	全 体			建 築 工 事			土 木 工 事		
	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率
元 方 事 業 者	119	64	53.7%	86	44	51.2%	33	20	60.6%
車 両 系 建 設 機 械	58	26	44.8%	24	4	16.7%	34	22	64.7%
墜 落 防 止	85	19	22.4%	69	17	24.6%	16	2	12.5%
通 路 ・ 足 場	99	29	29.3%	73	27	37.0%	26	2	7.7%

※ 「該当現場数」は、「項目」(元方事業者、車両系建設機械等)の措置をとる必要があった現場の数、「違反現場数」は、該当現場数のうち、必要な措置をとっていない現場の数を表す。

### 【項目ごとの具体的違反内容の例】

- 元方事業者(いわゆる元請業者に係る措置)
  - ・ 関係請負人(下請事業者)に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行っていない。
  - ・ 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行っていない。
  - ・ 足場等について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置を講じていない。
- 車両系建設機械
  - ・ あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていない。
  - ・ 接触危険箇所に労働者を立ち入らせている、又は誘導者を配置して誘導させていない。
  - ・ 運転位置から離れるときに、バケット等の作業装置を地上におろす、又は原動機を止めるなどの逸走を防止する措置を講じさせていない。
  - ・ 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用している。
  - ・ 定期(1年及び1か月以内ごとに1回)自主検査又は作業開始前点検を行っていない。
  - ・ 転倒又は転落を防止するために、運行経路について路肩の崩壊防止、必要な幅員の保持等の措置を講じていない。
- 墜落防止
  - ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
- 通路・足場
  - ・ 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けていない。
  - ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。

## 平成29年度建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)監督指導結果

## 1 労働安全衛生法違反の内容

## (1)全体(137現場)

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率(%)	
作業主任者	型枠支保工組立て等	14	246	9	4	6%	
	地山掘削		359	16	0	0%	
	土止め支保工		374	10	0	0%	
	建築物等鉄骨組立て等		517の4	12	0	0%	
	足場組立て等		565	41	0	0%	
	氏名等周知		18	69	3	4%	
	職務の履行			60	1	2%	
特定元方事業者等	店社安全衛生管理者	15の3	18の6~8、20	119	64	54%	
	元方事業者の講ずべき措置	29		16	0	0%	
	協議組織・連絡調整・巡視・教育	30	635~638	115	45	39%	
	特別規制	作業床等	31	653	106	10	9%
		架設通路		654	54	11	20%
		足場		655	41	2	5%
		作業構台		655の2	56	13	23%
その他			2	0	0%		
特定元方事業者報告	100	664	3	0	0%		
特別教育	59	36	82	7	9%		
就業制限	クレーン	61	令20・6号	38	3	4%	
	移動式クレーン		令20・7号	3	0	0%	
	小型移動式クレーン		令20・7号	25	0	0%	
	ガス溶接		令20・10号	22	0	0%	
	車両系建設機械		令20・12号	5	0	0%	
	不整地運搬車		令20・14号	51	1	2%	
	高所作業車		令20・15号	2	1	50%	
	玉掛け		令20・16号	7	0	0%	
設置届・計画届	88	86、91	40	1	3%		
木工機械	接触予防装置	20	77	18	1	6%	
	規格に適合した機械等		123、126	7	1	14%	
	安全装置等の有効保持		27	7	0	0%	
車両系建設機械	作業計画等	20	28	58	26	45%	
	制限速度		154、155	55	15	27%	
	転落等の防止等		156	50	0	0%	
	接触防止		157	46	0	0%	
	運転位置離脱時の措置		158	54	8	15%	
	用途外使用		160	51	2	4%	
	定期自主検査等	164	45	5	11%		
土砂崩壊	作業箇所等の調査	21	45、20	167~171	55	5	9%
	掘削面の勾配		355	19	0	0%	
	地山の点検		356、357	13	0	0%	
	地山の崩壊等による危険防止		358	17	0	0%	
	埋設物等による危険防止		361	18	0	0%	
	掘削機械等の危険防止		362	15	1	7%	
	保護帽の着用		363~365	13	0	0%	
	土止め支保工	366	16	0	0%		
	20	368~373	13	1	8%		

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当 現場数	違反 現場数	違反率 (%)
墜落 防止				85	19	22%
	作業床の設置等	21	518	65	3	5%
	手すり等の設置等		519	65	12	18%
	昇降設備の設置		526	63	1	2%
	移動はしご	20	527	18	2	11%
	脚立		528	29	0	0%
	保護帽の着用	21	539	53	2	4%
ロープ高所作業	539の2~9		3	0	0%	
通路・ 足場				99	29	29%
	通路	23	540	86	10	12%
	架設通路	20	552	51	3	6%
	足場材料等		559~561	57	0	0%
	最大積載荷重		562	61	5	8%
	作業床		563	61	14	23%
	足場の組立て等の作業		564	40	0	0%
	足場の点検		567、568	54	5	9%
鋼管足場	570、571		50	0	0%	
作業 構台				2	0	0%
	最大積載荷重	20	575の4	2	0	0%
	組立図		575の5	1	0	0%
	その他		575の2・3、575の6~8	1	0	0%
移動 式ク レー ン				41	8	20%
	規格・基準に適合したものの使用	20	27、ク64	38	0	0%
	作業方法等の決定		ク66の2	40	8	20%
	転倒の防止		ク70の3~5	39	0	0%
	運転の合図		ク71	39	0	0%
	定期自主検査等		45、20	ク76~80	39	0
電気による危険防止	20	329~353	47	7	15%	
ガス 溶接 等				7	0	0%
	通風等不十分な場所における作業 ガス等の容器	20	262 263	6 7	0 0	0% 0%
防じんマスク等の使用	22	粉27	16	0	0%	
有機 溶剤				4	1	25%
	設備	22	有5、6	2	1	50%
	防毒マスク等の使用		有33	4	1	25%
酸素 欠乏 等				3	0	0%
	作業環境測定等 換気	65 22	酸欠3 酸欠5	3 3	0 0	0% 0%

## (2) 建築工事 (92現場)

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率 (%)	
作業主任者	型枠支保工組立て等	14	246	54	3	6%	
	地山掘削		9	0	0%		
	土止め支保工		359	6	0	0%	
	建築物等鉄骨組立て等		374	3	0	0%	
	足場組立て等		517の4	12	0	0%	
	氏名等周知		565	40	0	0%	
	職務の履行		18	53	2	4%	
			46	1	2%		
特定元方事業者等	店社安全衛生管理者	15の3	18の6~8、20	86	44	51%	
	元方事業者の講ずべき措置	29		15	0	0%	
	協議組織・連絡調整・巡視・教育	30	635~638	82	29	35%	
	特別規制	作業床等	31	653	77	5	6%
		架設通路		654	52	10	19%
		足場		655	38	2	5%
		作業構台		655の2	56	13	23%
その他			2	0	0%		
特定元方事業者報告	100	664	3	0	0%		
特別教育	59	36	66	4	6%		
就業制限	クレーン	61	令20-6号	40	1	3%	
	移動式クレーン		3	0	0%		
	小型移動式クレーン		令20-7号	19	0	0%	
	ガス溶接		令20-7号	10	0	0%	
	車両系建設機械		令20-10号	3	0	0%	
	不整地運搬車		令20-12号	21	1	5%	
	高所作業車		令20-14号	0	0	-	
	玉掛け		令20-15号	5	0	0%	
	令20-16号	24	0	0%			
設置届・計画届	88	86、91	16	1	6%		
木工機械				7	1	14%	
	接触予防装置	20	123、126	7	0	0%	
	規格に適合した機械等		27	7	0	0%	
安全装置等の有効保持	28		7	1	14%		
車両系建設機械				24	4	17%	
	作業計画等	20	154、155	22	3	14%	
	制限速度		156	20	0	0%	
	転落等の防止等		157	19	0	0%	
	接触防止		158	21	1	5%	
	運転位置離脱時の措置		160	21	0	0%	
	用途外使用		164	18	0	0%	
	定期自主検査等		45、20	167~171	23	0	0%
土砂崩壊	作業箇所等の調査	21	355	5	0	0%	
	掘削面の勾配		356、357	4	0	0%	
	地山の点検		358	4	0	0%	
	地山の崩壊等による危険防止		361	4	0	0%	
	埋設物等による危険防止		362	3	0	0%	
	掘削機械等の危険防止		363~365	3	0	0%	
	保護帽の着用		366	4	0	0%	
	土止め支保工		20	368~373	3	0	0%

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当 現場数	違反 現場数	違反率 (%)
墜 落 防 止				69	17	25%
	作業床の設置等	21	518	61	3	5%
	手すり等の設置等		519	61	10	16%
	昇降設備の設置		526	55	1	2%
	移動はしご	20	527	11	2	18%
	脚立		528	28	0	0%
	保護帽の着用	21	539	46	2	4%
	ロープ高所作業		539の2~9	1	0	0%
通 路 ・ 足 場				73	27	37%
	通路	23	540	61	8	13%
	架設通路	20	552	48	3	6%
	足場材料等		559~561	56	0	0%
	最大積載荷重		562	60	5	8%
	作業床		563	60	14	23%
	足場の組立て等の作業		564	40	0	0%
	足場の点検		567、568	54	5	9%
鋼管足場	570、571		50	0	0%	
作 業 構 台				2	0	0%
	最大積載荷重	20	575の4	2	0	0%
	組立図		575の5	1	0	0%
	その他		575の2・3、575の6~8	1	0	0%
移 動 式 ク レ ー ン				26	5	19%
	規格・基準に適合したものの使用	20	27、ク64	25	0	0%
	作業方法等の決定		ク66の2	25	5	20%
	転倒の防止		ク70の3~5	25	0	0%
	運転の合図		ク71	26	0	0%
	定期自主検査等		45、20	ク76~80	26	0
電気による危険防止	20	329~353	34	6	18%	
ガ ス 溶 接 等				5	0	0%
	通風等不十分な場所における作業	20	262	4	0	0%
	ガス等の容器		263	5	0	0%
防じんマスク等の使用	22	粉27	13	0	0%	
有 機 溶 剤 酸 欠 等				4	1	25%
	設備	22	有5、6	2	1	50%
	防毒マスク等の使用		有33	4	1	25%
有 機 溶 剤 酸 欠 等				1	0	0%
	作業環境測定等	65	酸欠3	1	0	0%
	換気	22	酸欠5	1	0	0%



## (3)土木工事(45現場)

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率(%)	
作業主任者	型枠支保工組立て等	14	246	0	0	0%	
	地山掘削		359	10	0	0%	
	土止め支保工		374	7	0	0%	
	建築物等鉄骨組立て等		517の4	0	0	0%	
	足場組立て等		565	1	0	0%	
	氏名等周知		18	16	1	6%	
	職務の履行			14	0	0%	
			33	20	61%		
特定元方事業者等	店社安全衛生管理者	15の3	18の6~8、20	1	0	0%	
	元方事業者の講ずべき措置	29		33	16	48%	
	協議組織・連絡調整・巡視・教育	30	635~638	29	5	17%	
	特別規制	作業床等	31	653	2	1	50%
		架設通路		654	3	0	0%
		足場		655	0	0	0%
		作業構台		655の2	0	0	0%
その他		0	0	0%			
特定元方事業者報告	100	664	16	3	19%		
特別教育	59	36	11	2	18%		
			37	2	5%		
就業制限	クレーン	61	令20・6号	0	0	0%	
	移動式クレーン		令20・7号	6	0	0%	
	小型移動式クレーン		令20・7号	12	0	0%	
	ガス溶接		令20・10号	2	0	0%	
	車両系建設機械		令20・12号	30	0	0%	
	不整地運搬車		令20・14号	2	1	50%	
	高所作業車		令20・15号	2	0	0%	
	玉掛け		令20・16号	16	1	6%	
	設置届・計画届		88	86、91	2	0	0%
木工機械				0	0	0%	
	接触予防装置	20	123、126	0	0	0%	
	規格に適合した機械等		27	0	0	0%	
安全装置等の有効保持	28		0	0	0%		
車両系建設機械				34	22	65%	
	作業計画等	20	154、155	33	12	36%	
	制限速度		156	30	0	0%	
	転落等の防止等		157	27	0	0%	
	接触防止		158	33	7	21%	
	運転位置離脱時の措置		160	30	2	7%	
	用途外使用		164	27	5	19%	
定期自主検査等	45、20		167~171	32	5	16%	
土砂崩壊				17	1	6%	
	作業箇所等の調査	21	355	15	0	0%	
	掘削面の勾配		356、357	9	0	0%	
	地山の点検		358	13	0	0%	
	地山の崩壊等による危険防止		361	14	0	0%	
	埋設物等による危険防止		362	12	1	8%	
	掘削機械等の危険防止		363~365	10	0	0%	
	保護帽の着用		366	12	0	0%	
土止め支保工	20		368~373	10	1	10%	

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当 現場数	違反 現場数	違反率 (%)
墜 落 防 止				16	2	13%
	作業床の設置等	21	518	4	0	0%
	手すり等の設置等		519	4	2	50%
	昇降設備の設置		526	8	0	0%
	移動はしご	20	527	7	0	0%
	脚立		528	1	0	0%
	保護帽の着用	21	539	7	0	0%
	ロープ高所作業		539の2~9	2	0	0%
通 路 ・ 足 場				26	2	8%
	通路	23	540	25	2	8%
	架設通路	20	552	3	0	0%
	足場材料等		559~561	1	0	0%
	最大積載荷重		562	1	0	0%
	作業床		563	1	0	0%
	足場の組立て等の作業		564	0	0	-
	足場の点検		567、568	0	0	-
	鋼管足場		570、571	0	0	-
				0	0	-
			0	0	-	
作 業 構 台 移 動 式 ク レ ー ン	最大積載荷重	20	575の4	0	0	-
	組立図		575の5	0	0	-
	その他		575の2・3、575の6~8	0	0	-
				15	3	20%
規 格 ・ 基 準 に 適 合 し た も の の 使 用	規格・基準に適合したものの使用	20	27、ク64	13	0	0%
	作業方法等の決定		ク66の2	15	3	20%
	転倒の防止		ク70の3~5	14	0	0%
	運転の合図		ク71	13	0	0%
	定期自主検査等	45、20	ク76~80	13	0	0%
電 気 に よ る 危 険 防 止		20	329~353	13	1	8%
ガ ス 溶 接 等				2	0	0%
	通風等不十分な場所における作業	20	262	2	0	0%
ガス等の容器	263		2	0	0%	
防 じん マ スク 等 の 使 用		22	粉27	3	0	0%
有 機 溶 剤				0	0	-
	設備	22	有5、6	0	0	-
防毒マスク等の使用	有33		0	0	-	
酸 欠 等				2	0	0%
	作業環境測定等	65	酸欠3	2	0	0%
	換気	22	酸欠5	2	0	0%

## 2 使用停止等命令件数

安衛法	安衛則等	法違反の内容		元請	下請	合計	
21	356	土砂崩壊	掘削面の勾配	0	0	0	
20	371		土止め支保工	0	0	0	
21	518	墜落防止	作業床の設置等	0	0	0	
	519		手すり等の設置等	2	7	9	
20	552	通路・足場	架設通路	0	0	0	
	563		作業床	2	2	4	
	570		鋼管足場	0	0	0	
31	653	事特 業定 者元 等方	特別 規制	作業床等	6		6
	654			架設通路	0		0
	655			足場	2		2
20	27、ク64	移動式クレーン	規格・基準に適合したものの使用	0	0	0	
その他							
合計				12	9	21	

※ 1つの事業場で複数の使用停止等命令事案が該当する場合があるため、2の事業場数と一致しないことがある。